



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	文化スポーツ局文化交流課	1
告示	指定納付受託者の所在地変更	地域協働局企業連携推進課	2
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定	福祉局監査指導課	3
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止	福祉局監査指導課	5
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定	福祉局監査指導課	8
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止	福祉局監査指導課	9
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定	福祉局監査指導課	11
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の廃止	福祉局監査指導課	12
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定	福祉局監査指導課	13
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定	福祉局監査指導課	16
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定相談支援事業者の指定	福祉局監査指導課	17
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止	福祉局監査指導課	18
告示	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定	福祉局監査指導課	20
告示	児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の指定	福祉局監査指導課	22
告示	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止	福祉局監査指導課	23
告示	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の変更許可申請の概要及び事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧	環境局環境保全課	24
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	25
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	28
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	30
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 西垂水133号線)	建設局道路管理課	32
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 名谷中山58号線)	建設局道路管理課	33
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 南僧尾25号線ほか)	建設局道路管理課	34
告示	道路法による道路の廃止(県営土地改良事業淡河地区南僧尾工区の従前路線)	建設局道路管理課	36
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧	都市局まち再生推進課	37
公告	都市計画の変更に伴う都市計画案の縦覧(播磨臨海地域道路)	都市局都市計画課	38

令和8年10月27日 神戸市公報第3986号

種類	件名	所管部署	ページ
公告	環境影響評価法の規定に基づく環境影響評価準備書の縦覧(播磨臨海地域道路)	都市局都市計画課	39
交通局	企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程	交通局人事総務課	41

神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 8 年 10 月 27 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第17号

神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例（令和 8 年 3 月条例第38号）
附則第 1 項第 3 号に規定する施行期日は、令和 8 年 11 月 1 日とする。

神戸市告示第387号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定により、次のとおり指定納付受託者の所在地変更に係る届出があったので、同法同条第4項の規定により告示する。

令和8年10月27日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定納付受託者の名称
アマゾンジャパン合同会社
- 2 指定納付受託者の所在地
変更前：東京都目黒区下目黒一丁目8番1号
変更後：東京都港区麻布台一丁目3番1号
- 3 変更日
令和8年11月2日

神戸市告示第388号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文及び第58条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条及び第115条の30の規定により告示する。

令和8年10月27日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2865190801	わになる訪問看護ステーションK O B E	兵庫県神戸市中央区東雲通2丁目8-3宝マンション102号	株式会社S u n n y R i n g	大阪府枚方市香里ヶ丘十二丁目14番27号	令和8年10月1日	介護予防訪問看護
2865190801	わになる訪問看護ステーションK O B E	兵庫県神戸市中央区東雲通2丁目8-3宝マンション102号	株式会社S u n n y R i n g	大阪府枚方市香里ヶ丘十二丁目14番27号	令和8年10月1日	訪問看護
2865190819	かすがの訪問看護ステーション	兵庫県神戸市中央区神若通4丁目2番22号	有限会社山陽メディカル	兵庫県神戸市東灘区西岡本二丁目26番1-1224号	令和8年10月1日	介護予防訪問看護
2865190819	かすがの訪問看護ステーション	兵庫県神戸市中央区神若通4丁目2番22号	有限会社山陽メディカル	兵庫県神戸市東灘区西岡本二丁目26番1-1224号	令和8年10月1日	訪問看護

令和8年10月27日 神戸市公報第3986号

2870504384	西部ケアプ ランセンタ ー	兵庫県神戸 市兵庫区塚 本通7-2 -17 セント アベニュー 兵庫 202	株式会社ヒ ゴケン	兵庫県神戸 市兵庫区塚 本通七丁目 1 番 14 号	令和 8 年 10 月 1 日	居宅介護支 援
2870703887	ハート介護 サービス名 谷	兵庫県神戸 市須磨区北 落合 2-7- 5	株式会社ハ ート介護サ ービス	大阪府大阪 市北区南森 町二丁目 2 番 9 号	令和 8 年 10 月 1 日	訪問介護
2870703895	ハリストプ ラン	兵庫県神戸 市須磨区妙 法寺桜ノ界 地 114-10	株式会社 wonderful thing	兵庫県神戸 市長田区日 吉町四丁目 1 番 1 号マ ル井ビル 2 -B	令和 8 年 10 月 1 日	介護予防支 援
2870703895	ハリストプ ラン	兵庫県神戸 市須磨区妙 法寺桜ノ界 地 114-10	株式会社 wonderful thing	兵庫県神戸 市長田区日 吉町四丁目 1 番 1 号マ ル井ビル 2 -B	令和 8 年 10 月 1 日	居宅介護支 援
2875104784	ともにケア プランセン ター	兵庫県神戸 市中央区脇 浜町一丁目 2 番 3 号 503 号室	株式会社ア イタス	大阪府大阪 市西成区萩 之茶屋一丁 目 6 番 13 号	令和 8 年 10 月 1 日	居宅介護支 援
2870910342	羽衣ケアプ ランセンタ ープールト ワ	兵庫県西宮 市南越木岩 町 9-5 パ ルレ苦楽園 2 F	株式会社プ ールトワ	兵庫県西宮 市南越木岩 町 9 番 5 号	令和 8 年 10 月 1 日	介護予防支 援

令和8年10月27日 神戸市公報第3986号

神戸市告示第389号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項及び第115条の25第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号及び第115条の30第2号の規定により告示する。

令和8年10月27日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所名称	事業所所在地	申請者法人名	申請者所在地	廃止年月日	サービス種類
2875102374	ケアステーションプリエール訪問介護事業所	兵庫県神戸市中央区籠池通5丁目1-25	医療法人社団王子会	兵庫県神戸市中央区籠池通5丁目1-25	令和8年9月8日	訪問介護
2860890041	一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団西部しあわせ訪問看護ステーション	兵庫県神戸市垂水区星陵台4丁目4-37 垂水区医師会館1階	一般財団法人 神戸在宅医療・介護推進財団	兵庫県神戸市北区しあわせの村1番18号	令和8年9月30日	居宅介護支援
2860890512	訪問看護ステーション HPH	兵庫県神戸市垂水区向陽2丁目6番18号センタービル103	株式会社HPH	兵庫県神戸市垂水区向陽2丁目6番18号センタービル103	令和8年9月30日	介護予防訪問看護
2860890512	訪問看護ステーション HPH	兵庫県神戸市垂水区向陽2丁目6番18号センタービル103	株式会社HPH	兵庫県神戸市垂水区向陽2丁目6番18号センタービル103	令和8年9月30日	訪問看護

令和8年10月27日 神戸市公報第3986号

2865190447	訪問看護ステーション かすがの	兵庫県神戸市中央区野崎通4-1-2	医療法人財団春日野会	兵庫県神戸市中央区野崎通4丁目1番2号	令和8年9月30日	介護予防訪問看護
2865190447	訪問看護ステーション かすがの	兵庫県神戸市中央区野崎通4-1-2	医療法人財団春日野会	兵庫県神戸市中央区野崎通4丁目1番2号	令和8年9月30日	訪問看護
2870200553	西病院居宅介護支援事業所	兵庫県神戸市灘区深田町3丁目1-16-102 サンビラ六甲パートⅡ	医療法人康雄会	兵庫県神戸市灘区備後町3丁目2-18	令和8年9月30日	居宅介護支援
2870203045	ヘルパーサービス 花いちご	兵庫県神戸市灘区鹿ノ下通1丁目4-8 シティ六甲R2ビル301	株式会社華一期	兵庫県神戸市灘区鹿ノ下通1丁目4-8-3 F	令和8年9月30日	訪問介護
2870503709	西部ケアプランセンター	兵庫県神戸市兵庫区塚本通7-2-17 セントアベニュー兵庫202号	メディカルクロスケア株式会社	大阪府大阪市住吉区荻田7丁目12番19号	令和8年9月30日	居宅介護支援
2870601792	ORさくら介護センター	兵庫県神戸市長田区大日丘町2丁目10番12号	株式会社ORさくら	兵庫県神戸市長田区大日丘町2丁目10-12	令和8年9月30日	訪問介護

2870602980	OR さくら 居宅介護支 援事業所	兵庫県神戸 市長田区大 日丘町2丁 目10番12 号	株式会社 OR さくら	兵庫県神戸 市長田区大 日丘町2丁 目10番12 号	令和8年9 月30日	居宅介護支 援
2875205425	居宅介護支 援事業所は びする	兵庫県神戸 市西区森友 5丁目106	特定非営利 活動法人リ ハケア神戸	兵庫県神戸 市西区宮下 一丁目5番 2号	令和8年9 月30日	居宅介護支 援

神戸市告示第390号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和8年10月27日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870703887	ハート介護サービス名谷	兵庫県神戸市須磨区北落合2-7-5	株式会社ハート介護サービス	大阪府大阪市北区南森町二丁目2番9号	令和8年10月1日	介護予防訪問サービス
2870703887	ハート介護サービス名谷	兵庫県神戸市須磨区北落合2-7-5	株式会社ハート介護サービス	大阪府大阪市北区南森町二丁目2番9号	令和8年10月1日	生活支援訪問サービス
2890500347	リハスタジオ Kamsuta	兵庫県神戸市兵庫区荒田町4-13-8 フリックコート荒田1F	株式会社M o i L i f e	兵庫県神戸市兵庫区荒田町1-7-12	令和8年10月1日	介護予防通所サービス
2871001273	まごころヘルパーステーション	兵庫県芦屋市陽光町4-58	株式会社メディケア・プランニング	兵庫県芦屋市川西町8番12号	令和8年10月1日	介護予防訪問サービス
2871001273	まごころヘルパーステーション	兵庫県芦屋市陽光町4-58	株式会社メディケア・プランニング	兵庫県芦屋市川西町8番12号	令和8年10月1日	生活支援訪問サービス

神戸市告示第391号

次の事業者について、介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 3 第 2 項第 4 号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第 10 条第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 10 月 27 日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所名称	事業所所在地	申請者法人名	申請者所在地	廃止年月日	サービス種類
2875102374	ケアステーションプリエール訪問介護事業所	兵庫県神戸市中央区籠池通 5 丁目 1-25	医療法人社団王子会	兵庫県神戸市中央区籠池通 5 丁目 1-25	令和 8 年 9 月 8 日	介護予防訪問サービス
2870203045	ヘルパーサービス 花いちご	兵庫県神戸市灘区鹿ノ下通 1 丁目 4-8 シティ六甲 R 2 ビル 301	株式会社華一期	兵庫県神戸市灘区鹿ノ下通 1 丁目 4-8-3 F	令和 8 年 9 月 30 日	介護予防訪問サービス
2870203045	ヘルパーサービス 花いちご	兵庫県神戸市灘区鹿ノ下通 1 丁目 4-8 シティ六甲 R 2 ビル 301	株式会社華一期	兵庫県神戸市灘区鹿ノ下通 1 丁目 4-8-3 F	令和 8 年 9 月 30 日	生活支援訪問サービス
2870601792	OR さくら介護センター	兵庫県神戸市長田区大日丘町 2 丁目 10 番 12 号	株式会社 OR さくら	兵庫県神戸市長田区大日丘町 2 丁目 10-12	令和 8 年 9 月 30 日	介護予防訪問サービス
2870601792	OR さくら介護センター	兵庫県神戸市長田区大日丘町 2 丁目 10 番 12 号	株式会社 OR さくら	兵庫県神戸市長田区大日丘町 2 丁目 10-12	令和 8 年 9 月 30 日	生活支援訪問サービス

令和8年10月27日 神戸市公報第3986号

2890600295	紅葉のデイ	兵庫県神戸 市長田区北 町1-50	有限会社ユニ バーサル ライフ	兵庫県神戸 市長田区長 田天神町2 丁目3-27	令和8年9 月30日	介護予防通 所サービス
------------	-------	-------------------------	-----------------------	-----------------------------------	---------------	----------------

神戸市告示第392号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

令和8年10月27日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2890500347	リハスタジ オ Kamsuta	兵庫県神戸市兵庫区荒田町4-13-8 フリックコート荒田1F	株式会社M o i L i f e	兵庫県神戸市兵庫区荒田町1-7-12	令和8年 10月1日	地域密着型 通所介護
2890800846	看護小規模 多機能型居 宅介護 舞 子すみれ園	兵庫県神戸市垂水区西舞子6-1-13	社会福祉法 人すみれ会	兵庫県神戸市長田区雲雀ヶ丘1丁目1-3	令和8年 10月1日	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

神戸市告示第393号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和8年10月27日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所名称	事業所所在地	申請者法人名	申請者所在地	廃止年月日	サービス種類
2890600295	紅葉のデイ	兵庫県神戸市長田区北町1-50	有限会社ユニバーサルライフ	兵庫県神戸市長田区長田天神町2丁目3-27	令和8年9月30日	地域密着型通所介護
2890800101	小規模多機能型居宅介護舞子すみれ園	兵庫県神戸市垂水区西舞子6丁目1番13号	社会福祉法人すみれ会	兵庫県神戸市長田区雲雀ヶ丘1丁目1番3号	令和8年9月30日	介護予防小規模多機能型居宅介護
2890800101	小規模多機能型居宅介護舞子すみれ園	兵庫県神戸市垂水区西舞子6丁目1番13号	社会福祉法人すみれ会	兵庫県神戸市長田区雲雀ヶ丘1丁目1番3号	令和8年9月30日	小規模多機能型居宅介護

神戸市告示第394号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 10 月 27 日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	指定年月日	サービス種類
2810201117	土屋訪問介護事業所 神戸灘センター	兵庫県神戸市灘区稗原町2丁目2-28 コーポ森崎101号	扇港食品株式会社	兵庫県神戸市灘区稗原町二丁目2-28 コーポ森崎101号室	令和8年10月1日	同行援護
2810701850	ハート介護サービス名谷	兵庫県神戸市須磨区北落合2-7-5	株式会社ハート介護サービス	大阪府大阪市北区南森町二丁目2番9号	令和8年10月1日	居宅介護
2810701850	ハート介護サービス名谷	兵庫県神戸市須磨区北落合2-7-5	株式会社ハート介護サービス	大阪府大阪市北区南森町二丁目2番9号	令和8年10月1日	重度訪問介護
2815001645	t e a m. F	兵庫県神戸市北区松が枝町2丁目1番24号 山内ビル101号	合同会社 t e a m. F	兵庫県神戸市北区松が枝町2丁目1番24号	令和8年10月1日	行動援護
2815102914	スマイルケア	兵庫県神戸市中央区山本通2丁目6番7号カサベラ異人館山本通501号	B B C Q u i c k 合同会社	兵庫県神戸市中央区山本通二丁目6番7-501号	令和8年10月1日	居宅介護

2815102914	スマイルケア	兵庫県神戸市中央区山本通2丁目6番7号カサベラ異人館山本通501号	BBC Quick 合同会社	兵庫県神戸市中央区山本通二丁目6番7-501号	令和8年10月1日	重度訪問介護
2810201307	アトリエD-Craft	兵庫県神戸市灘区水道筋2丁目7-15	株式会社ビットディレクション	兵庫県芦屋市打出町2番18号	令和8年10月1日	就労継続支援（B型）
2810602553	短期入所ポポロ	兵庫県神戸市長田区房王寺町1丁目4番15号	株式会社Laddy	兵庫県神戸市長田区房王寺町四丁目6番12号 相互ハイツ401号	令和8年10月1日	短期入所
2810701835	B. gardens	兵庫県神戸市須磨区飛松町一丁目1番10号 飛松町池野ビル2階	合同会社B. gardens	兵庫県神戸市須磨区飛松町一丁目1番10号 飛松町池野ビル2階	令和8年10月1日	就労継続支援（B型）
2810701843	スタンドバイユー	兵庫県神戸市須磨区大黒町2丁目2-23	株式会社アドバンスコーポレーション	兵庫県神戸市須磨区大黒町二丁目2番23号 アドバンスコーポ2F	令和8年10月1日	生活介護
2810802047	ユニティー	兵庫県神戸市垂水区西舞子3丁目9-10 ライトハウス西舞子1階C号室	株式会社Unity	兵庫県神戸市垂水区西舞子三丁目9番10号 ライトハウス西舞子1階F号室	令和8年10月1日	生活介護
2810802328	かぎかつこ	兵庫県神戸市垂水区本多聞6-28-18	あそび心株式会社	兵庫県明石市貴崎三丁目2番地サンハイツ貴	令和8年10月1日	就労継続支援（B型）

				崎 2-101		
2815102898	ウェルビー リワーク三 宮センター	兵庫県神戸 市中央区御 幸通六丁目 1 番 20 号 GEETEX ASCENT BLDG 6 階	ウェルビー 株式会社	東京都中央 区銀座二丁 目 3 番 6 号	令和 8 年 10 月 1 日	自立訓練 (生活訓 練)
2815102906	Cocorport Rework 神戸 三宮駅前	兵庫県神戸 市中央区三 宮町 1 丁目 9 番 1 号 センターブ ラザ 10 階 1007 号室	株式会社コ ルポート	神奈川県川 崎市川崎区 砂子二丁目 5 番 11 号	令和 8 年 10 月 1 日	自立訓練 (生活訓 練)
2815102922	ガリレオ ワークスペ ース	兵庫県神戸 市中央区港 島中町六丁 目 3 番地 6	エス・コミ ュニケーシ ョンズ株式 会社	兵庫県神戸 市中央区港 島中町六丁 目 3 番地 6	令和 8 年 10 月 1 日	就労継続支 援 (B 型)
2820600308	障がい者グ ループホー ムともに	兵庫県神戸 市長田区駒 ヶ林町 3 -18-13	株式会社A v e c	兵庫県神戸 市北区筑紫 が丘二丁目 16 番地の 11	令和 8 年 10 月 1 日	共同生活援 助
2825000470	グループホ ーム まる か	兵庫県神戸 市北区唐櫃 台 2 丁目 44- 4	株式会社み かえる	兵庫県尼崎 市西立花町 一丁目 11 番 36 号	令和 8 年 10 月 1 日	共同生活援 助

神戸市告示第395号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 14 第 1 項の指定一般相談支援事業者の指定をしたので、同法第 51 条の 30 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 10 月 27 日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	指定年月日	サービス種類
2830200214	YOHAKU	兵庫県神戸市灘区泉通 2 丁目 3 -12 サル ナートいず み 102	合同会社こ ゆはる	兵庫県神戸市灘区天城 通三丁目 3 番 6 号	令和 8 年 10 月 1 日	地域移行支 援
2830200214	YOHAKU	兵庫県神戸市灘区泉通 2 丁目 3 -12 サル ナートいず み 102	合同会社こ ゆはる	兵庫県神戸市灘区天城 通三丁目 3 番 6 号	令和 8 年 10 月 1 日	地域定着支 援

神戸市告示第396号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号の指定特定相談支援事業者の指定をしたので、同法第 51 条の 30 第 2 項第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 10 月 27 日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	指定年月日	サービス種類
2830200214	YOHAKU	兵庫県神戸市灘区泉通 2 丁目 3-12 サルナートいずみ 102	合同会社こゆはる	兵庫県神戸市灘区天城通三丁目 3 番 6 号	令和 8 年 10 月 1 日	計画相談支援
2835100252	子育て相談室 巣ばこ	兵庫県神戸市中央区北長狭通 6 丁目 1-11 大和研装ビル 6F	株式会社ブルメリア	兵庫県神戸市中央区北長狭通六丁目 1-11 大和研装ビル 6F	令和 8 年 10 月 1 日	計画相談支援
2835200284	相談支援事業所 A o i	兵庫県神戸市西区大津和 2 丁目 8-1 ポストセイシン 203	合同会社 A o i 福祉に A I を	兵庫県加古郡稲美町六分一 709-2	令和 8 年 10 月 1 日	計画相談支援

神戸市告示第397号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第 51 条第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 10 月 27 日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	廃止年月日	サービス種類
2810500013	ケア 2 1 湊 川	兵庫県神戸 市兵庫区下 祇園町 40 番 19 号 シャローム ヒラノ 103 号室	株式会社ケ ア 2 1	大阪府大阪 市北区堂島 二丁目 2 番 2 号	令和 8 年 9 月 14 日	同行援護
2810600565	OR さくら 介護センタ ー	兵庫県神戸 市長田区大 日丘町 2 丁 目 10 番 12 号	株式会社O R さくら	兵庫県神戸 市長田区大 日丘町 2 丁 目 1 0 - 1 2	令和 8 年 9 月 30 日	居宅介護
2810600565	OR さくら 介護センタ ー	兵庫県神戸 市長田区大 日丘町 2 丁 目 10 番 12 号	株式会社O R さくら	兵庫県神戸 市長田区大 日丘町 2 丁 目 1 0 - 1 2	令和 8 年 9 月 30 日	重度訪問介 護
2810600565	OR さくら 介護センタ ー	兵庫県神戸 市長田区大 日丘町 2 丁 目 10 番 12 号	株式会社O R さくら	兵庫県神戸 市長田区大 日丘町 2 丁 目 1 0 - 1 2	令和 8 年 9 月 30 日	同行援護
2815202565	ヒバリ介護 センター	兵庫県神戸 市西区大津 和 3 丁目 1 - 1 0 ジ ュネスタチ バナ・3 2 7 号室	和合商事株 式会社	兵庫県神戸 市西区岩岡 町岩岡 3 2 1 番地の 6	令和 8 年 9 月 30 日	居宅介護

2815202565	ヒバリ介護 センター	兵庫県神戸 市西区大津 和3丁目1 ー10 ジ ュネスタチ バナ・32 7号室	和合商事株 式会社	兵庫県神戸 市西区岩岡 町岩岡32 1番地の6	令和8年9 月30日	重度訪問介 護
2815101171	プリモ神戸	兵庫県神戸 市中央区多 聞通1丁目 3ー2 多 聞ビル3F	株式会社イ ンコントラ	兵庫県芦屋 市親王塚2 番2号	令和8年9 月30日	就労継続支 援（A型）

神戸市告示第398号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和8年10月27日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2855201097	キッズパーク	兵庫県神戸市西区 糺台5丁目6番3号 神戸西神オリエンタルホテル5階	株式会社サンリンクス	兵庫県神戸市 垂水区塩屋町二丁目3-13	令和8年 10月1日	児童発達支援
2855201097	キッズパーク	兵庫県神戸市西区 糺台5丁目6番3号 神戸西神オリエンタルホテル5階	株式会社サンリンクス	兵庫県神戸市 垂水区塩屋町二丁目3-13	令和8年 10月1日	放課後等デイサービス
2850200417	シーズ・アカデミー 神戸摩耶	兵庫県神戸市灘区 灘南通5丁目2-27 モント・マヤ201号	社会福祉法人種の会	兵庫県神戸市 灘区摩耶海岸通二丁目3番14号	令和8年 10月1日	児童発達支援
2855100356	児童発達支援・放課後等デイサービス	兵庫県神戸市中央区 八幡通4-2-12	株式会社PHORIA	兵庫県神戸市 中央区江戸町85番1号	令和8年 10月1日	児童発達支援

	シルクド リバー神 戸三宮校	フラワー ロード第 3ビル				
2855100356	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス シルクド リバー神 戸三宮校	兵庫県神 戸市中央 区八幡通 4-2-12 フラワー ロード第 3ビル	株式会社P H O R I A	兵庫県神戸市 中央区江戸町 85 番 1 号	令和 8 年 10 月 1 日	放課後 等デイ サービ ス
2850100930	Lii sports studio 岡 本	兵庫県神 戸市東灘 区岡本一 丁目 3 番 25 号K S クニヒロ ビル 6 階	株式会社リィ	愛知県名古屋 市昭和区御器 所通三丁目 8 番地の 1 御器 所セントラル ビル 3 A	令和 8 年 10 月 1 日	児童発 達支援
2850100500	児童発達 支援教室 H I N A T A	兵庫県神 戸市東灘 区本山北 町二丁目 4 番 6 号	特定非営利活動 法人インクルー シブ共育の会	兵庫県神戸市 東灘区西岡本 二丁目 26 番 1 -116 号	令和 8 年 10 月 1 日	保育所 等訪問 支援
2850801016	そだちの 空間L I N K S 学が丘	兵庫県神 戸市垂水 区学が丘 4-10-35	有限会社エグゼ	兵庫県神戸市 須磨区北落合 二丁目 11-39	令和 8 年 10 月 1 日	放課後 等デイ サービ ス

神戸市告示第399号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者の指定をしたので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

令和8年10月27日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2875100147	子育て相談室 巣ばこ	兵庫県神戸市中央区北長狭通六丁目1-11 大和研装ビル6F	株式会社ブルメリア	兵庫県神戸市中央区北長狭通六丁目1-11 大和研装ビル6F	令和8年10月1日	障害児相談支援
2875200244	相談支援事業所Aoi	兵庫県神戸市西区大津和2丁目8-1 ポストセイシン203	合同会社Aoi福祉にAIを	兵庫県加古郡稲美町六分一709-2	令和8年10月1日	障害児相談支援
2870200173	YOHAKU	兵庫県神戸市灘区泉通2丁目3-12 サルナートいずみ102	合同会社こゆはる	兵庫県神戸市灘区天城通三丁目3番6号	令和8年10月1日	障害児相談支援

神戸市告示第400号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第21条の5の25第2号の規定により告示する。

令和8年10月27日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	廃止年月日	サービス種類
2850100138	放課後デイ サービスこ こいろ ラ イフ	兵庫県神戸 市東灘区御 影石町1丁 目8-25	トゥデイフ ル株式会社	兵庫県芦屋 市朝日ヶ丘 町26番5 号	令和8年9 月30日	放課後等デ イサービス
2850100179	放課後デイ サービスこ こいろ チ ルル	兵庫県神戸 市東灘区深 江本町3丁 目1-3	トゥデイフ ル株式会社	兵庫県芦屋 市朝日ヶ丘 町26番5 号	令和8年9 月25日	放課後等デ イサービス

神戸市告示第401号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定による特定施設の構造等の変更許可の申請があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 4 項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この変更が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 10 月 27 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 申請の概要

- (1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

神戸市中央区東川崎町 3 丁目 1 番 1 号

川崎重工業株式会社 代表取締役社長 橋本 康彦

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

神戸市中央区 東川崎町 3 丁目 1 番 1 号

川崎重工業株式会社 神戸工場

- (3) 特定施設に関する事項

変更なし

- (4) 汚水等の処理に関する事項

変更なし

- (5) 排出水の汚染状況及び量

- ・暑熱対策のため、新規に壁に散水する施設を設置する。基本的には全て蒸散するが、天候により蒸散しきれなかった水が海域に流れる。
- ・排水口 1 カ所の増設（Q（雨 19））
- ・増設に伴い、排水量が増加する。

変更の前後		変更前		変更後	
区 分		排水口 Q（雨 19）		排水口 Q（雨 19）	
汚水等の汚染状態	項目	通常	最大	通常	最大
	化学的酸素要求量 (mg/L)	—	—	3.0	8.0
	窒素含有量 (mg/L)	—	—	1.0	2.0
	りん含有量 (mg/L)	—	—	<0.05	0.08
汚水等の量（m ³ /日）		—	—	0	4

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和 8 年 10 月 27 日から令和 8 年 11 月 17 日

- (2) 場所 神戸市環境局環境保全課

神戸市告示第402号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条、第 12 条第 2 項、第 23 条の 2 及び第 23 条の 3 の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 10 月 27 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先
別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
三宮保管所及び湊町保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
イ 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
（日曜日、祝日及び 12 月 28 日から 1 月 4 日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	中央区長期放置	自転車 14 台 原動機付自転車 0 台	令和8年9月1日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 24 台 原動機付自転車 0 台	令和8年9月3日	
	中央区長期放置	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台	令和8年9月7日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	令和8年9月8日	
	駐輪場内	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 11 台 原動機付自転車 0 台	令和8年9月9日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 16 台 原動機付自転車 0 台	令和8年9月10日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	駐輪場内	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15 台 原動機付自転車 0 台	令和8年9月12日	
	中央区長期放置	自転車 17 台 原動機付自転車 2 台	令和8年9月14日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 13 台 原動機付自転車 0 台	令和8年9月16日	
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	駐輪場内	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 9 台 原動機付自転車 0 台	令和8年9月19日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 25 台 原動機付自転車 0 台	令和8年9月24日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	令和8年9月29日	

兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	兵庫区長期放置	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	令和8年9月1日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 13 台 原動機付自転車 0 台	令和8年9月2日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台	令和8年9月7日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 21 台 原動機付自転車 0 台	令和8年9月7日
	兵庫区長期放置	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	令和8年9月9日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	令和8年9月11日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	令和8年9月14日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	令和8年9月15日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台	令和8年9月17日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	
	和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台	令和8年9月19日
	兵庫区長期放置	自転車 10 台 原動機付自転車 0 台	令和8年9月24日
	兵庫区長期放置	自転車 3 台 原動機付自転車 1 台	令和8年9月29日

神戸市告示第403号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条、第 12 条第 2 項、第 23 条の 2 及び第 23 条の 3 の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 10 月 27 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで。

イ 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

(2) 名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後 3 時から午後 7 時まで。

（ただし、即時撤去日より 7 日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	令和8年9月2日	神戸市須磨区妙法寺字ヌメリ石1番地の1 建設局西部建設事務所 電話742-2468
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 4台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 0台	令和8年9月3日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 0台		
須磨区西落合6丁目1番名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和8年9月8日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 1台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	鷹取(南・北)・西代駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和8年9月9日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 1台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	令和8年9月10日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	板宿駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和8年9月11日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 20台 原動機付自転車 0台	令和8年9月12日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 0台		
須磨区西落合6丁目1番名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和8年9月15日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和8年9月16日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 13台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	令和8年9月17日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 1台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和8年9月24日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和8年9月25日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 0台		

神戸市告示第404号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条、第 12 条第 2 項、第 23 条の 2 及び第 23 条の 3 の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年10月27日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先
別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで

イ 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び 返還の場所	自転車等が置かれ、又は 放置されていた場所	撤去し、及び保管した 自転車等の台数	撤去し、及び 保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0 台 原動機付自転車 1 台	令和8年9月1日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話 7 0 7 - 0 2 3 4
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和8年9月7日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和8年9月11日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	令和8年9月16日	
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	令和8年9月24日	
	西舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和8年9月28日	
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水区管内長期放置	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台		

神戸市告示第405号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年10月28日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年11月10日まで一般の縦覧に供する。

令和8年10月27日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	西垂水133号線	神戸市垂水区五色山6丁目 1940番4地先から	新	9.00	最大 6.00 最小 3.80
		神戸市垂水区五色山6丁目 1940番4地先まで	旧	9.00	最大 4.30 最小 3.80

神戸市告示第406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和8年10月28日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年11月10日まで一般の縦覧に供する。

令和8年10月27日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	名谷中山58号線	神戸市垂水区名谷町字柄立原 2027番地先から 神戸市垂水区名谷町字柄立原 2024番2地先まで	41.60	最大 6.00 最小 2.80

神戸市告示第407号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和8年10月28日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年11月10日まで一般の縦覧に供する。

令和8年10月27日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	南僧尾25号線	神戸市北区淡河町南僧尾字新賀 2380番地先から 神戸市北区淡河町南僧尾字山中 1921番地先まで	497.20	最大 16.20 最小 4.40
	南僧尾27号線	神戸市北区淡河町南僧尾字東谷 1886番地先から 神戸市北区淡河町南僧尾字前沢 1845番地先まで	190.60	最大 11.30 最小 5.10
	南僧尾28号線	神戸市北区淡河町南僧尾字前沢 1852番地先から 神戸市北区淡河町南僧尾字前沢 1848番地先まで	651.60	最大 13.00 最小 4.30
	南僧尾29号線	神戸市北区淡河町南僧尾字釜塚 1815番地先から 神戸市北区淡河町南僧尾字宮ノ谷 1988番地先まで	87.10	最大 17.80 最小 6.40
	南僧尾30号線	神戸市北区淡河町南僧尾字釜塚 1815番地先から 神戸市北区淡河町南僧尾字上ノ沢 1733番地先まで	1,017.30	最大 13.00 最小 4.40
	南僧尾31号線	神戸市北区淡河町南僧尾字北鹿嶋 1799番地先から 神戸市北区淡河町南僧尾字北鹿嶋 1801番地先まで	71.80	最大 12.50 最小 4.90
	南僧尾32号線	神戸市北区淡河町南僧尾字上ノ沢 1735番地先から 神戸市北区淡河町南僧尾字木ノ元 1744番地先まで	33.00	最大 14.30 最小 7.90

南僧尾33号線	神戸市北区淡河町南僧尾字木ノ元 1758番地先から 神戸市北区淡河町南僧尾字木ノ元 1989番地先まで	619.00	最大 13.60 最小 4.00
南僧尾34号線	神戸市北区淡河町南僧尾字宮ノ谷 1995番地先から 神戸市北区淡河町南僧尾字西北 2019番地先まで	97.20	最大 8.20 最小 4.60

神戸市告示第408号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条の規定により、市道路線を次のように廃止する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和 8 年 10 月 27 日

神戸市長 久 元 喜 造

廃止する市道路線

県営土地改良事業淡河地区南僧尾工区内の従前の市道路線。ただし、僧尾山田線、南僧尾築溝線及び南僧尾の辻線を除く。

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局まち再生推進課窓口において一般の縦覧に供します。

令和8年10月27日

神戸市長 久 元 喜 造

1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所
和田興産株式会社 代表取締役 溝本 俊哉
神戸市中央区栄町通4丁目2番13号

2 設計者の氏名、住所及び連絡先
株式会社横山建築事務所 伊藤 路人
兵庫県西宮市産所町3番4号
0798-33-3115

3 景観影響建築行為の概要

- (1) 所在及び地番 神戸市垂水区西舞子1丁目2095-21・22、2095-8・20の一部、
1360-6の一部
- (2) 敷地面積 約 999平方メートル
- (3) 建築面積 約 379平方メートル
- (4) 延べ面積 約 2,297平方メートル
- (5) 高さ 約25.4メートル
- (6) 構造 RC造
- (7) 階数 地上8階、地下0階
- (8) 建物用途 共同住宅

4 縦覧の期間

令和8年10月27日から令和8年11月10日まで

神戸市公告

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 17 条第 1 項（同法第 21 条第 2 項において準用する準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告するとともに、当該都市計画の案を令和 8 年 10 月 27 日から 11 月 27 日まで公衆の縦覧に供します。

なお、市民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、当該都市計画の案について神戸市に意見書を提出することができます。

令和 8 年 10 月 27 日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 都市計画の種類及び名称

1. 5. 1 号播磨臨海地域道路

2 都市計画を変更する土地の区域

神戸市西区岩岡町古郷字福吉西、福吉台二丁目、字西場

3 都市計画の案の縦覧期間

令和 8 年 10 月 27 日から令和 8 年 11 月 27 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前 9 時から午後 5 時まで

4 神戸市域における縦覧場所

神戸市都市局都市計画課

（〒651-0083 神戸市中央区浜辺通 2 丁目 1 番 30 号三宮国際ビル 6 階）

神戸市環境局環境保全課

（〒651-0086 神戸市中央区磯上通 7 丁目 1 番 5 号三宮プラザEAST 2 階）

神戸市西区役所（西区総合庁舎）

（〒651-2295 神戸市西区糺台 5 丁目 4 番 1 号 5 階）

5 神戸市域における問合せ先

神戸市都市局都市計画課

電話（078）595-6702

神戸市公告

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第14条第1項の規定により、都市計画対象道路事業に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第16条の規定により、次のとおり公告するとともに、準備書及び要約書を令和8年10月27日から11月27日まで公衆の縦覧に供します。

なお、準備書について環境の保全の見地から意見を有する者は、法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第18条第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、神戸市に意見書を提出することができます。

令和8年10月27日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 都市計画決定権者の名称

名称：兵庫県

代表者の氏名：兵庫県知事 齋藤 元彦

住所：兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

名称：神戸市

代表者の氏名：神戸市長 久元 喜造

住所：兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号

2 都市計画対象道路事業の名称、種類及び規模

名称：播磨臨海地域道路

種類：一般国道の改築

規模：延 長 約32キロメートル

車線数 4車線

3 都市計画対象道路事業が実施されるべき区域

神戸市（西区）、明石市、加古郡稲美町、加古郡播磨町、加古川市、高砂市及び姫路市

4 都市計画対象道路事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

神戸市（西区）、明石市、加古郡稲美町、加古郡播磨町、加古川市、高砂市及び姫路市

5 準備書及び要約書の縦覧期間

令和8年10月27日から令和8年11月27日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで

6 神戸市域における縦覧場所

神戸市都市局都市計画課

(〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号三宮国際ビル6階)

神戸市環境局環境保全課

(〒651-0086 神戸市中央区磯上通7丁目1番5号三宮プラザEAST2階)

神戸市西区役所(西区総合庁舎)

(〒651-2295 神戸市西区糺台5丁目4番1号5階)

7 神戸市域における問合せ先

神戸市都市局都市計画課

電話 (078) 595-6702

企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 10 月 27 日

交通事業管理者 城 南 雅 一

神戸市交通管理規程第 7 号

企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

(企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正)

第 1 条 企業職員の特殊勤務手当に関する規程(平成19年 3 月 30 日交規程第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
○企業職員の特殊勤務手当に関する規程 (略) (災害応急対応等派遣手当) 第 7 条 災害応急対応等派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第23号)第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した本市の区域外の地域(国内に限る。)に派遣され、災害応急対応又	○企業職員の特殊勤務手当に関する規程 (略) (災害応急対応等派遣手当) 第 7 条 災害応急対応等派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第23号)第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した本市の区域外の地域(国内に限る。)に派遣され、災害応急対応又

は災害復旧対応の業務に従事する職員 （発災後相当期間経過後に派遣され、 当該災害が発生した地域を管轄する地 方公共団体から給与その他の給付を受 ける職員を除く。）に対して支給し、 その額は、日額1, <u>440</u>円とする。 2 前項に規定する手当の額は、前 項の規定にかかわらず、次の各号に 掲げる場合にあっては、当該各号に 定める額とし、同一の日において当 該各号に掲げる場合の2以上の業務 に該当するときは、当該各号に定め る額のうち最も高い額とする。 (1) 第1項に掲げる業務のうち、屋 外において行う業務に日没時から 日出時までの間において従事する 場合 日額2, <u>160</u>円 (2) 第1項に掲げる業務（前号に掲 げるものを除く）に深夜において 従事する場合 日額2, <u>160</u>円 (3) 災害対策基本法第63条第1項に 規定する警戒区域その他これに類 する区域において第1項に掲げる 業務に従事する場合 日額2, <u>880</u> 円 (略)	は災害復旧対応の業務に従事する職員 （発災後相当期間経過後に派遣され、 当該災害が発生した地域を管轄する地 方公共団体から給与その他の給付を受 ける職員を除く。）に対して支給し、 その額は、日額1, <u>080</u>円とする。 2 前項に規定する手当の額は、前 項の規定にかかわらず、次の各号に 掲げる場合にあっては、当該各号に 定める額とし、同一の日において当 該各号に掲げる場合の2以上の業務 に該当するときは、当該各号に定め る額のうち最も高い額とする。 (1) 第1項に掲げる業務のうち、屋 外において行う業務に日没時から 日出時までの間において従事する 場合 日額1, <u>620</u>円 (2) 第1項に掲げる業務（前号に掲 げるものを除く）に深夜において 従事する場合 日額1, <u>620</u>円 (3) 災害対策基本法第63条第1項に 規定する警戒区域その他これに類 する区域において第1項に掲げる 業務に従事する場合 日額2, <u>160</u> 円 (略)
---	---

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、令和8年4月1日から適用する。